

## 【CLOメルマガ】独占禁止法の特例法～地域銀行の経営統合の認可制度について～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 2020年5月21日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、令和2年5月20日に参議院本会議で可決・成立した独占禁止法の適用除外に係る特例法の概要を取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

以下は、事務所ウェブサイト公表している「独占禁止法の特例法の概要～地域銀行の経営統合の認可制度について～」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらのURLから

(<https://www.clo.jp/column/2401/>)

~~~~~

### 1. 地域銀行の経営統合に係る独占禁止法の特例法の成立

令和2年5月20日付で「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」(以下、「特例法」といいます。)が参議院にて可決・成立しました。

法律の原文は、以下のリンク先からご確認いただけますので、ご参照ください。

■ 参議院ウェブサイト:

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/pdf/t0802010312010.pdf>

### 2. 特例法の概要(地域銀行の経営統合に関する部分)

地域銀行は、人口減少や低金利環境の継続などを背景に、厳しい収益環境にあり、一部の地域銀行においては、営業地域全域においてサービスの提供を現状のまま維持することが困難となりつつあると言われています。

このような環境下において、地域銀行が経営統合による経営力強化や生産性の向上を通じて、サービスの維持を図ることは地域の利用者にとっても有益である一方、地域において高い貸出シェアを有する地域銀行同士の経営統合を行おうとすれば、競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下、「私的独占禁止法」といいます。)の規定に抵触するおそれがあります。

そこで、特例法は、一定の基準に適合する経営統合(特例法では「合併等」と定義されています。)に限って主務大臣による認可を条件に私的独占禁止法の適用除外を認めることとしました。

特例法における合併等の認可を受けようとするときは、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出する必要があります(特例法 4 条 1 項)。そして、この合併等の認可基準は、特例法 5 条 1 項各号において定められています。要約しますと、①地域において基盤的サービスの持続的な提供の維持が困難となるおそれがあること、②合併等による事業の改善の見込みに応じて基盤的サービスの維持が図られること、③地域において利用者に不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと、という 3 つの認可基準が定められています。

なお、特例法が成立した場合、公布日から 6 月を経過した日から施行されることとされていますが、私的独占禁止法という公正な競争を担保する重要な法律に例外を設けるものであることから、施行日から 10 年以内に廃止するものとされています。

### 3. 今後の地域銀行の経営統合の進め方

私的独占禁止法の規定は、特例法に基づく認可を受けて行われる合併等には適用されないこととなるため(特例法 3 条 1 項)、当該認可を得ることができれば、私的独占禁止法 10 条 1 項等の競争制限禁止規定のみならず、同条 2 項等の事前届出規制の適用も受けないことになると考えられます。

これを踏まえると、今後、競争制限が懸念される場合の地域銀行の経営統合スケジュールについては、従前の進め方に加え、どのタイミングで特例法の認可プロセスにシフトするかによっていくつかのパターンが考えられます。

また、特例法に基づく合併等の認可を取得する場合であっても、共同株式移転により持株会社を新設する場合の認可(銀行法 52 条の 17 第 1 項)、銀行持株会社が株式交換などにより銀行を子会社化する場合の認可(銀行法 52 条の 23 第 6 項)、合

併等の認可(銀行法 30 条 1 項乃至 3 項)など、銀行法上の認可は別途必要となりますので、スケジュール案を検討する際には、これらの銀行法上の認可の要否及び事前相談・申請のタイミングなども含めて検討する必要があります。

~~~~~

<本メールについてのお問い合わせ先>

弁護士 本行 克哉 (東京・大阪事務所兼務)

2019 年 8 月から 2020 年 3 月にかけて金融庁監督局銀行第二課課長補佐(法務担当)として特例法案の検討、監督指針改正、法令照会対応などの業務に従事。

(プロフィールの詳細は HP をご参照ください <https://www.clo.jp/lawyers/153/>)

E-mail: [hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp)

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】 今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所) 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....